

令和4年第5回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和4年9月7日（水）
 - 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
 - 3 開 議 令和4年9月7日（水）（午前9時00分）
 - 4 出席議員 (13名)
 - 1番 福田 泰生 2番 渡邊 昌行 3番 谷口 和也
 - 4番 井上 容子 5番 前川さおり 6番 山路 善己
 - 7番 中西 友子 8番 北 守 9番 坪井 信義
 - 10番 山口 和宏 11番 奥川 直人 12番 風口 尚
 - 13番 小林 豊
 - 5 欠席議員 なし
 - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副 町 長 田間 宏紀 教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健 総務政策課長 中村 元紀 税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子 産業振興課長 里中 和樹 建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文 上下水道課長 平生 公一 病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成 防災対策室長 見並 智俊 地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人 監 査 委 員 大西 栄
 - 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 中村 修穂
 - 8 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 3番 谷口 和也 君
 - 4番 井上 容子 君
- 第 2. 会期の決定 14 日間
- 第 3. 諸般の報告
- 報告第 8号 玉城町財務書類の概要（令和2年度決算）
 - 報告第 9号 令和3年度玉城町一般会計・特別会計決算審査意見書
 - 報告第10号 令和3年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
 - 報告第11号 令和3年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
 - 報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和4年5月分～7月分）
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議案第53号 令和3年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第54号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 7 議案第 55 号 令和 3 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 56 号 令和 3 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 57 号 令和 3 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 58 号 令和 3 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 59 号 令和 3 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 60 号 令和 3 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第 61 号 令和 3 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第 62 号 令和 3 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 15 議案第 63 号 令和 3 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 16 議案第 64 号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 65 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 66 号 町税条例等の一部改正について
- 第 19 議案第 67 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第 68 号 令和 4 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 21 議案第 69 号 令和 4 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 70 号 令和 4 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 71 号 令和 4 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 72 号 令和 4 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 73 号 令和 4 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 74 号 令和 4 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 議案第 75 号 令和 4 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 第 29 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第 30 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 第 31 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願

(午前 9 時 00 分 開会)

◎開会の宣告

○議長（風口 尚） ただ今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。 よって、令和4年第5回玉城町議会定例会を開会します

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を取らせていただきます。

1つ目にサーキュレーターによる常時換気を実施するとともに、おおむね1時間に1回程度の休憩をはさみ、議場を開放して十分な換気を行うこととします。

2つ目に会議中および発言の際におけるマスクの着用を義務づけます。

3つ目に本定例会を通じ、執行部の答弁は、登壇して発言する以外は、着席のまま行なってください。

4つ目にウイルス感染防止対策として、適宜の水分摂取を許可します。

5つ目にソーシャル・ディスタンス確保の観点により議席の間隔を開けているため、マイク設備のない席がございますので、議員各位が発言の際は、質問席にてお願いします。また、現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会において、上着の脱衣を許可します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。辻村町長

○町長（辻村 修一） 令和4年第5回玉城町議会定例会の開会にあたりまして挨拶を申し上げます。平素から議員のみな様には町政推進に格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。少しでも最近の状況を挨拶の中に触れさせていただきまして申し上げたいと思いますが。去る8月の24日でございましたけれども、玉城町にも大変関係の深い京セラの創業者であり、日本航空の再建をされました稲盛和夫さんが亡くなられたわけでした。若い時にも玉城工場の方へもおいでいただきました。あるいは毎年開催されておりました京都の宝ヶ池での京都ショー、世界の科学芸術分野に功績のあった方々を検証するというそういう機会に私も招待をいただきまして、その度に稲盛会長さんに玉城の様子を報告させていただいた機会がございました。心からご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、コロナ感染でございます。玉城町の今日現在はご承知の通り1,818名という報道がございます。人口の1割を超える方が今まで感染をされたということになってございます。特に若い方々、家庭内感染、そして今日からは下外城田の0歳児1歳時を希望保育ということに対応しておるわけでございます。コロナ発生当時から特に玉城病院の本泉院長、そして町内の開業医のみなさん方の大変なご協力、そして接種ワーカーのみなさん方の大変なご協力をいただいて、玉城町の場合はいち早くワクチン接種を進めておるということでございます。けれども引き続きまだ未接種の方々の積極的なワクチン接種の願いを申し上げたいと思っています。

また、昨日からも報道がございますように国の全数把握の様子、あるいはまた、感染者の方々の対比、それを縮小したいというふうな動きもございます。具体的なお話が町の方

へ届いてきましたら、その対応をいち早く執ってまいりたいと思っております。今後も、町のみな様方に対しましても、引き続きの感染対策をお願い申し上げていきたいと思っておりますし、更なるこのコロナをはじめ、あるいはウクライナの戦争によるところのいろんな影響につきましては必要な予算措置、今回の提案の中にも上げさせていただいておりますけれども、積極的に講じていきたいというふうに思っておるわけであります。

また、こうした大変このコロナの影響、そして社会経済にいろんな影響が及んでおりますけれども、そんな中でも、特にこの玉城町内の小学生あるいは中学生あるいは高校生が大変活躍をしてくれております。ごく最近では小学校2年生の子どもさんがバドミントンで全国で準優勝であったとか、あるいは中学生が東海大会や全国大会に出場してくれた、そして玉城町出身の愛工大名電へ進んでくれておる3年生の大森瑛斗さんが大変甲子園で活躍をしてくれたと、こういう子どもたちの活躍があるわけでございます。

平素からの議員のみなさん方のご理解や保護者のみなさん、そしてコーチをはじめ先生方の大変熱心なご指導に感謝を申し上げますとともに、みなさん方の引き続きのご声援を賜りたいと思っておるわけであります。さらにこの元気回復、そしてその取り組みを具体的に進めていかなければならないわけでございますので、いろんな行事やイベントにつきましても工夫をして元気を取り戻していくという事業を進めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。地域のコミュニティを再生していかなきゃなりません。町内4つの校区がある、こうした玉城町の特色、これをこれからも生かしていくために、特に地域のみな様方と一緒に町職員の間にそれぞれ校区ごとに繋がり、特命係を設置いたしまして、そしてさらにみなさんと一緒になりながら活動、何か実践をしていく、実行をしていくというふうな体制をとっていきたいということにしておりますし、企業のみな様方におかれましても、新しく万協製薬さんをはじめとする企業さんが玉城町でリーチをしていただいておりますので、以前の平成工業会から玉城工業会というふうな形での名称も変更していただきながら、更なる玉城町だけではなく、この地域の発展のために共に共存共栄の意識で活躍をしていただくと。そして町といたしましては、そのための環境を整えていかなきゃならんと、こんなふうに考えております。そして経済の部分でございまして玉城町のデジタル地域通貨タマネーを開始させていただきまして、各ご家庭に発送を進めておる、間もなく届くと思っております。ぜひみな様方でご活用を賜りたいと思っております。そして調査設計に入っておりますところの田丸駅舎につきましても、利用者のみなさん方のご意見を聞く、あるいはまた、ワークショップの開催をしながら、より親しみのある、利用しやすい駅舎を考えていきたいとこんなふうに考えておるわけでございますので、どうぞそういった点からもご支援ご理解を賜りたいと思っております。

今期定例会では主に令和3年度の各会計の決算認定、そして令和4年度の各会計の補正予算についてご審議を賜るということでお願いをしております。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
3番 谷口 和也 議員 4番 井上 容子 議員
の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（風口 尚） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月20日までの14日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（風口 尚） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。
1つ目に報告第8号 玉城町財務書類の概要（令和2年度決算）、2つ目に報告第9号 令和3年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書、三つ目に報告第10号 令和3年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、4つ目に報告第11号 令和3年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、5つ目に報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和4年5月分～7月分）、以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 諮問第2号

○議長（風口 尚） 次に、日程第4、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。
町長より提案理由の説明を求めます。
辻村町長。
○町長（辻村 修一） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々、住民のニーズが高度多様化し、その内容も複雑化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。今回、北岡 妙子氏が、任期満了となることに伴い、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任と考え、石橋 昭美氏を推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第53号から日程第15 議案第63号

○議長（風口 尚） 次に、日程第5、議案第53号 令和3年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第10、議案第63号 令和3年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第53号 令和3年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額75億5,126万8,779円に対し、歳出総額は、72億973万4,627円で、歳入歳出差引額は3億4,153万4,152円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は2億6,973万5,502円となったところであります。さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は20億3,591万1,848円で、前年度からは

微減となりました。地方交付税は18億6,788万3,000円で前年度対比14.8%増となりました。ふるさと応援寄附金は1億2,262万円となり、前年度対比9.7%増となり、全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の措置である、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1億1,730万4,000円となりました。次に歳出の状況について、令和3年度から始まりました第6次総合計画の目標に合わせて説明申し上げます。

まず、人と文化が育ち、愛着が感じられるまちの主なものとして、保育所、児童館などの子育て施設の運営並びに子育て世帯への支援を行うとともに、田丸小学校の空調設備の改修、田丸城址の石垣改修など施設の整備を進めました。

次に、みんなが健康で、ともに支えあうまちとしては、健康づくりの推進、高齢者、障がい者福祉の向上を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。

次に良好な環境の中で、安全に暮らせるまちでは、交通安全対策としてグリーンベルトの設置や啓蒙を行うとともに、防災行政無線のデジタル化、伊勢市消防署玉城出張所の建て替えなどを行いました。

次に、まちの活力を高め、持続的に発展できるまちでは、外城田川の防災対策工事、町道の維持修繕、農業基盤整備等ハード整備を継続しつつ、基幹産業の農業振興、6次産業化推進、プレミアム付商品券の発行などにより、商工振興を図りました。

最後に、ともにつくる効率的な地域運営のまちでは、地方創生交付金を活用した、関係人口創出、コミュニティ推進などのほか、マイナンバーカードの普及、行政のデジタル化の推進を図ってまいりました。

その他、新型コロナウイルス感染症対策による子育て世帯への臨時特別給付金の支給、新型コロナウイルスワクチンの接種に、町内医療機関の協力のもと町立玉城病院が積極的に取り組み、早期の接種率向上に取り組みました。

令和3年度は、第6次総合計画前期基本計画の初年度であり、掲げるまちの将来像だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城、また第2期玉城町版まち・ひと・しごと総合戦略、の実現を目指し、誰一人取り残すことなく、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、まちの将来像の実現に向けた施策、事業の着実な推進に努めました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

○町長（辻村 修一） 議案第54号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

財政運営の主体が県となり、町は特定健康診査等の保健事業に力を入れ、医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に努めてまいりました。令和3年度決算の歳入総額は、15億1,046万8,055円で、このうち保険料収納額は、全体の17%にあたる2億5,664万9,343円でありました。収納率は91.9%で、前年度より1.4ポイント向上いたしました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、財政調整基金5,500万円を活用し、保険料率の維持を図りました。

歳出総額は、14億7,887万9,032円、このうち保険給付費は、10億1,654万88,529円で、

三重県に納付する国民健康保険事業納付金は、4億362万5,070円、特定健康診査等の保健事業費は、2,826万5,748円でありました。歳入歳出差し引き、3千158万9,023円としています。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第55号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

貸付の実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額2,745万4,999円、歳出総額は、同額の2,745万4,999円とし、令和3年度をもって、住宅新築資金等貸付事業特別会計は閉鎖いたしました。

なお、補足につきましては、会計管理者から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第56号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で25年5ヶ月が経過し、この間の温泉入浴者数は、延べ202万7,983人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。令和3年度の入浴者数につきましては、年間41,805人、営業日数309日で、1日平均135人となりました。決算の概要につきましては、歳入総額4,218万7,515円に対し、歳出総額は、4,070万9,907円となり、歳入歳出差引額147万7,608円としています。

なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第57号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水事業は、令和3年度も引続き施設の維持管理業務と、令和5年度での公営企業会計移行に向けた作業に務めてまいりました。令和3年度決算の概要につきましては、歳入総額7,996万743円、歳出総額7,869万8,373円で、歳入歳出差引額126万2,370円を、翌年度へ繰り越す決算としております。

なお、詳細については、会計管理者から補足説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第58号 令和3年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度で、共生の地域づくりの推進に取り組んでまいりました。令和3年度決算の歳入総額は、14億7,333万9,468円で、このうち保険料収納額は、3億1,456万9,674円となり、保険料収納率は、99.5%で、前年度より0.4ポイント向上いたしました。歳出総額は、14億3,176万7,440円で、このうち保険給付費は、13億2,914万4,266円で、事業計画をやや上回る結果となりました。歳入歳出差し引き、4,157万2,028円としております。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第59号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は、県内の全市町が加入する広域連合が行い、町は保険料の

徴収、申請の受付などを行っています。令和3年度決算の歳入総額は、3億2,124万9,973円で、このうち保険料収納額は、1億3,288万642円となり、収納率は、99.4%となりました。歳出総額は、3億1,825万9,376円で、このうち広域連合への納付金は、3億1,398万7,931円で、歳入歳出差し引き、299万597円としています。

なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第60号 令和3年度玉城町病院事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、玉城病院は地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、町民の健康を支え、町民皆さんからも支えられる病院経営を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践にも努めています。さて、決算の概要につきましては、令和3年度は、入院患者数が延べ、1万8,083人となり、前年度に比べ57人の減、率で約0.3%の減、また、新型コロナウイルスワクチン接種を除く外来患者数につきましては、延べ2万4,172人で、前年度に比べ133人減、率で約0.5%の減となりました。経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益9億3,376万6,067円に対し、税込みの事業費用は7億6,912万3,334円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常利益として、1億3,214万4,807円を計上し、特別利益3,792万7,739円から、特別損失500万円を差引し、当年度純利益を1億6,507万2,546円といたしました。また、当年度未処分利益剰余金として、前年度繰越欠損金3,165万5,895円を差し引きした1億3,341万6,651円を計上いたしました。次に資本的収支であります。収入は2,343万9,000千円、支出は4,903万8,108円となり、収入が支出に不足する額2,559万9,108円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第61号 令和3年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由を申し上げます。

令和3年度においては、給水件数は増加しましたが、給水人口は減少し、また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の緊急対策により基本料金を免除したことで、給水収益こそ増加しましたが、全体的な需要は減少傾向にあります。決算の概要は、収益的収支において、税込みで、事業収益3億2,610万1,264円に対し、事業費用は、2億4,465万5,668円となりました。収支差引による当年度の純利益は、税抜きで、5,529万3,648円となり、その他の未処分利益剰余金変動額4,756万9,163円と合わせた1億286万2,811円を当年度未処分利益剰余金とし、うち、4,756万9,163円を資本金に、5,529万3,648円を減債積立金として、処分しようとするものであります。資本的収支においては、収入2億2,949万1,845円に対し、支出は、3億4千1万9,363円となりました。資本的収支差引による不足額1億1千52万7,518円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第62号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期、短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。経営収支の状況でございますが、収益的収支において、事業収益3億6,413万8,333円に対し、事業費用3億7,069万8,743円となりました。その結果、今年度は経常損失として、674万2,050円を計上し、特別利益26万5,531円から特別損失8万3,891円を差引し、当年度純損失を656万410円といたしました。また、当年度未処理欠損金として、前年度繰越欠損金3,292万7,597円を差し引きした3,948万8,007円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第63号 令和3年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

大規模な面整備がほぼ終了した下水道事業は、今後効率的な区域拡大や施設の維持管理が中心となります。これに伴い、収益的収支で欠損金を出さず、資本的収支の不足分を損益勘定留保資金で補てんする構造としています。決算の概要は、収益的収支において、税込みで、事業収益5億93万7,667円に対し、事業費用は、4億9,393万8,148円となりました。収支差引による当年度の純利益は、税抜きで、482万5,553円であり、前年度繰越欠損金を併せた10億617万2,876円を当年度未処理欠損金とするものであります。資本的収支においては、収入2億6,567万771円に対し、支出は、3億9,192万44,130円となりました。

資本的収支差し引きによる不足額1億2,625万3,359円は、過年度分損益勘定留保資金および、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

また、建設改良費1億2,017万5,000千円を、翌年度へ繰り越す決算といたしております。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 藤川会計管理者。

○会計管理者（藤川 健） 会計管理者 藤川。

これより、一般会計並びに各特別会計の補足説明を申し上げます。

それでは、議案第53号 令和3年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入総額75億5,126万8,779円に対し、歳出総額72億973万4,627円、歳入歳出差引額3億4,153万4,152円となりました。歳入歳出それぞれを前年度と比較すると、歳入では9.9%、歳出では11.4%減少いたしました。

さて、財政状況であります。財政の自由度を示す経常収支比率は75.1%となり前年度

比1.0ポイント増加し、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担指標の実質公債費比率は、6.1%となり前年比0.8ポイント減少しました。また、財政力指数は0.584となりました。以上、財政状況の概要であります。

それでは、歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款 町税、収入済額20億3,591万1,848円、前年度比8,503万6,273円、率にして4.0%の減少となりました。町税全体の収入調定比率は98.7%となり、前年度より0.9ポイント増加しました。なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において197万5,944円の不納欠損処分をいたしました。欠損処分の対象は、所在不明、倒産、などの理由により行ったものです。また、町税における収入未済額は前年度比1,890万9,408円、率にして43%減少し、2,507万1,892円となったところです。

次に、2款、地方譲与税から13款 交通安全対策特別交付金は、前年度に対し増減はあるものの、それぞれの算出基準に基づき記載金額の交付を受けたものであります。

次に、14款、分担金及び負担金、収入済額3,753万9,994円、主なものは、過年度分を含む保育料の3,377万8,070円であります。3万4千円を不能欠損処分としております。

15款 使用料及び手数料、収入済額3,233万7,191円、前年度と比較しますと214万9,816円の減少で住宅使用料の減少が主な要因であります。収入未済額の883万115円は、住宅使用料であります。決算年度の住宅使用料の収納率は95.9%となり、収入未済額は、昨年度比 20万2,600円の減少となりました。

過年度分について、92万8,200円を不能欠損処分しております。

16款、国庫支出金、収入済額14億4,691万5,043円、並びに3ページの17款、県支出金、収入済額4億2,620万8,718円は、児童手当、身体障害者保護事業関係のほか、それぞれ該当する事業の算出基準に基づき負担金、補助金、委託金のいずれかにおいて収入したものであります。

18款、財産収入、収入済額473万4,052円は、前年度と比較しますと、147万8,139円の増加で物品売払収入の増加が主な要因であります。

19款、寄附金は、1億2,345万1,450円を収入いたしました。前年度に対し1,104万5,452円の増加であります。ふるさと応援寄附金1,088万2,986円の増加が主な要因であります。

20款 繰入金は、それぞれ実施しました事業の財源調整のため、ふるさと応援基金、活性化対策事業基金から総額1億2,750万円を繰入しました。22款 諸収入は、1億1,361万2,062円の収入額となりました。23款 町債、5億9,490万円は、各事業推進のための財源として借入したものです。次に、歳出を説明いたします。5ページからになります。

この決算では、翌年度繰越額、繰越明許費を2款、総務費で513万円、3款、民生費で1億1,463万9,000円、6款 農林水産費で1,989万4,000円、8款 土木費で1億4,390万6,000円、9款 消防費で632万5,000円、10款 教育費で2,647万7,000円、合計3億1,637万1,000円としました。これよりの説明は、事項別明細書において事業単位の目を中心に説明いたします。47ページをお願いします。

1款 議会費、支出済額7,330万3,142円、議員各位の報酬 並びに事務局職員の人件費

と議会活動等の経費であります。2款 総務費、支出済額9億6,440万9,580円で、1項 総務管理費の内、1目、一般管理費では特別職・総務関係職員の給料及び役場会計年度任用職員等の報酬のほか、例規改版、事務機器に係る経費、文書管理、口座振替データ連携に係る経費を49ページからの2目、文書広報費では、毎月発行の広報たまき、ホームページ・ケーブルテレビ等に係る経費を、51ページの3目、財政管理費では、役場庁舎並びに関係施設で使用している電算機器、システムのリース料並びに保守点検経費、地方公会計業務に係る経費を支出いたしました。53ページの5目、財産管理費では、役場庁舎・公用車の維持管理経費、また、災害救助基金、財政調整基金、活性化対策事業基金、町債管理基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金へ積立を行っております。6目、企画費では、路線バス運行業務、田丸駅耐震診断、こども宇宙プロジェクト、地域女性活躍推進交付金事業、社会保障・税番号システム関係、ふるさと応援寄付事業、男女共同参画計画策定等の経費を支出しています。55ページの7目、交通安全対策費では、交通安全啓発事業並びに小学校 新1年生へのヘルメット購入補助を支出し、また、緊急的に改善が必要な箇所の工事を実施しました。8目、地域情報化推進費では、庁舎内ネットワーク関係、新住民情報システム関係、オンライン会議用機器・環境整備等の経費を支出しています。9目、諸費では、各区への諸事務取扱手数料、自治区集会所の改修補助金、地域活動助成金等の支出と自治区管理の防犯灯設置事業への補助並びに町管理防犯灯・カメラの設置・修繕を実施しています。57ページの 10目、地方創生推進費では、地方創生推進交付金を活用し、関係人口創出・活用支援業務、農産物の6次産業化推進及び地域商社設立支援業務、就労・社会参加促進に向けたコミュニティ推進業務、小学校区を中心としたコミュニティ形成事業支援業務を実施。また、地域おこし協力隊に係る経費を支出しております。2項、徴税費は、税務住民課の内、賦課徴収職員の人件費と賦課徴収に係る経費並びに固定資産土地評価業務委託料などを支出しました。59ページの3項、戸籍住民基本台帳費は、税務住民課の内、住民係に属する職員の人件費並びに戸籍、住基に係るシステム使用料、個人番号カード、コンビニ交付事業などの経費を支出しました。61ページの4項、選挙費は、委員会費、選挙電算業務に係る経費が主なもので、衆議院議員・県知事・町長・町議会議員選挙にかかる経費であります。65ページの5項、統計調査費では、経済センサス活動調査等を実施しております。次に67ページの 3款、民生費は、支出済額24億7,567万7,706円で1項、社会福祉費の内、1目、社会福祉総務費では、社会福祉協議会委託のバス運行業務のほか、コロナウイルス対策事業を含む運営補助金を町社会福祉協議会へ支出しています。また、本年度は、住宅新築資金等貸付事業特別会計廃止に伴う操出金を支出しています。69ページの3目、老人福祉費では、各種老人福祉事業を行いました。71ページの6目、児童手当費では、中学校終了までの子どもの養育に対し手当を支給しました。手当の受給者は1,200名であります。また、子育て世帯生活支援特別給付金事業等を支給したところでございます。7目、心身障害者福祉費では、在宅福祉事業 並びに 地域生活支援事業のほか各種事業を実施しました。73ページの8目、福祉医療費については医療費に係る助成事業を実施したところであります。 また、9目、福祉・保健施設費では、保健福祉会

館の維持管理経費、空調設備改修工事経費を支出しました。10目、臨時特別給付金支給事業では、住民税非課税世帯に対し生活支援給付金を支給しました。75ページの2項、児童福祉費 1目、児童福祉総務費では、保育給付費、地域子育て支援事業のほか、各種事業を実施しました。77ページ、2目、児童福祉施設費は、保育所並びに児童クラブの運営経費が主なものであります。次に79ページの 4款、衛生費の支出済額は、5億7,821万3,766円で、1項の保健衛生費では、感染症対策事業、コロナウイルスワクチン接種事業、各種検診、予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理にかかる広域組合への負担金及び合併浄化槽、ゴミ減量化事業などの経費を支出しました。83ページの2項、清掃費は、清掃関係職員の人件費、収集・清掃に係る費用を支出しています。次に85ページの5款、労働費、支出済額2,309万円は、玉城町生涯現役促進協議会に係る経費、伊勢地域勤労者福祉サービスセンター負担

金と労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等貸付のための協調融資貸付金であります。次に6款、農林水産費、支出済額2億8,242万7,655円、前年度比23.1%の減少であります。1項、農業費、1目農業委員会費では、委員報酬及び事務局経費を支出し、農地法許可申請審査等のための総会を開催しています。2目、農業総務費は、職員の人件費が主なものです。87ページの3目、農業振興費では、担い手確保・経営強化支援、食料自給力向上対策事業・農業集落育成事業等の農業振興経費、また、経営所得安定対策推進事業、地産地消推進事業等に必要経費を支出しました。4目、畜産振興費では、特産松阪牛素牛導入支援事業・CSFワクチン接種事業等を実施しました。5目、農地費では、町単独事業、農業基盤充実のため各種県営事業等へ負担金を支出、また、多面的機能支払交付金事業の活動組織へ交付金を支出したほか、農村地域防災減災事業により、農業用ため池の廃止工事等を実施しました。89ページの2項、林業費では、公共施設の木質化関係経費、有害鳥獣捕獲業務等を実施いたしました。また、みえ森と緑の県民税市町交付金基金、森林環境譲与税基金へ積立を行っております。次に7款、商工費、支出済額1億9,877万3,111円、前年度比2.5%の減少であります。沢山の方々からふるさと応援寄附金を頂きました。寄附いただいた方へ地域特産品を進呈し、町内特産品の振興とピーアールに努めました。また、商工会連携・支援、観光・地域振興、コロナウイルス感染対策事業等の商工振興経費、プレミアム付き商品券事業に経費を支出しました。次に91ページ、8款、土木費は、支出済額3億9,586万5,529円。前年度比1.0%の増加です。93ページ1項、土木管理費では、道路台帳・上下水道台帳等のデータ更新業務を委託しています。2項、道路橋梁費では、町道路線の修繕、維持工事並びに道路メンテナンス事業を行っています。95ページの3目、道路新設改良費で用地取得に係る経費の支出、防災安全交付金を活用し、交通安全施設設置・道路改良工事を実施しています。97ページの3項、河川費は、準用河川並びに準用河川に準ずる河川の維持管理を行うと共に浚渫・防災対策工事などを実施しました。4項都市計画費は、都市計画マスタープラン策定等の都市計画に関する事務、たまき水辺の楽校の維持管理を含む公園事業、地籍調査事業を実施いたしました。99ページ、5項の住宅費では、町営住宅の修繕を中心に維持管理に努めました。また、空き家リフォーム木造空

き家住宅除去、ブロック塀除去工事に補助金を支出しました。次に101ページの9款、消防費は、支出済額6億9,882万7,184円で、前年度比38.4%の増加となりました。消防費の主なものは、常備消防費で、伊勢市への広域消防委託料、玉城出張所建設工事関係であります。非常備消防費では、町消防団の活動費、103ページの4目、災害対策費では、家具転倒防止器具取付業務、災害対策消耗品・備品購入等を行いました。5目、防災対策費では、防災行政無線設備の維持管理、デジタル化整備工事及び戸別受信機等の購入、河川遠隔監視カメラの更新、自主防災組織等への整備費等補助金を支出しました。次に105ページの10款、教育費は、支出済額5億6,796万704円、前年度比24.0%の減少となりました。1項、教育総務費では、教育委員の報酬、並びに教育長・職員の給与費のほか度会郡指導主事共同設置の負担金、記念館管理経費、及びALTの報酬などを支出しました。107ページ、2項、小学校費では、小学校4校の管理費のほか、きめ細やかな教育に取り組むため学習支援員並びに少人数学習指導のための非常勤講師を配置し、基礎学力の向上に努めました。また、各小学校の施設整備、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染症対策の消耗品・備品購入を実施しました。111ページ、3項、中学校費は、小学校費と同様に学校管理費のほか、学習支援員・非常勤講師を配置し学力向上に努めるとともに、施設整備・教育振興に経費を支出しました。中学校費においても学校保健特別対策事業費補助金を活用し消耗品・備品購入を実施しています。113ページ、4項、社会教育費は、各種社会教育事業としてふるさと講演会・コンサート、成人式並びに公民館講座事業・図書館経費を支出し、文化財関係では、玄甲舎の公開・活用に努め、田丸城関連では、管理・保全、石垣修復工事等を実施しました。119ページ、5項、保健体育費は、町体育協会・全国大会出場選手等への補助、体育施設の維持管理、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組みました。また、玉城町文化・スポーツ施設整備基本構想を策定しています。次に121ページ、11款、災害復旧費は支出済額1,313万9,035円で前年度比23.1%の増加となりました。

2項、農林水産施設災害復旧費において、ため池、排水路、農地法面修繕、林道の修繕工事などを実施しています。

次に12款、公債費、支出済額4億4,829万9,398円は、地方債の元利償還金であります。

次に123ページ、13款、諸支出金、支出済額4億8,974万7,817円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金です。

125ページをお願いします。最下段の歳出合計当初予算額63億7,100万円、補正予算額12億4,420万円、令和2年度からの繰越事業費繰越額9,582万6千円、計77億1,102万6千円に対し、支出済額72億973万4,627円、翌年度繰越額、繰越明許費が3億1,637万1千円で不用額が1億8,492万373円 となりました。127ページの実質収支に関する調書をご覧ください。ただ今、説明いたしました 歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は3億4,153万4,152円となります。この内、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額の7,179万8,650円を差し引きました実質収支額は 2億6,973万5,502円となり、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を1億4,000万円といたしました。128ページ、以降には、財産に関する調書を添付しています。ご高覧いただきま

すようお願いいたします。以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 決算認定の提案理由の説明の途中ですが、ここで10分間の休憩をさせていただきます。

（9時57分 休憩）

（10時08分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

決算認定についての提案理由についての説明を引き続き進めます。

○会計管理者（藤川 健） それでは、国民健康保険特別会計から説明をさせていただきます。

これから説明します各特別会計は、それぞれの事業目的に基づいて設置した会計となっておりますので、決算書のページで説明いたします。詳細につきましては、事項別明細書をご高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、国民健康保険料、収入済額2億5,664万9,343円で、収納率は現年度分97.3%、滞納繰越分31.3%、合わせて91.9%となりました。また、滞納繰越分について、125万445円を不納欠損処分といたしました。3款、県支出金、収入済額、10億8,455万1,099円は、保険給付にかかる普通交付金及び保険者努力支援、その他の特別交付金であります。5款、繰入金、収入済額1億5,310万6,098円は、保健事業に対する法定外繰入を含む一般会計からの繰入金と財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。

1款、総務費支出済額2,659万8,815円は、主に職員人件費2名分、保険料の賦課徴収にかかる事務経費等であります。2款、保険給付費支出済額10億1,654万8,529円は、前年度と比較し1.7%増加しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給しています。3款、国民健康保険事業納付金支出済額4億362万5,070円は、県への財政主体一元化に伴う負担金であります。4款、保健事業費支出済額2,826万5,748円は、成人病検診等と特定健康診査等事業の経費です。7款、諸支出金、支出済額380万6,430円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金、県負担金の過年度精算に伴う返納金です。8款、予備費は、予算額全額を不用額としました。23ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 15億1,046万8,055円、歳出総額 14億7,887万9,032円、歳入歳出差引額 3,158万9,023円が実質収支額となり、翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

○会計管理者（藤川 健） 次に、住宅新築資金等貸付事業 特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第55号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この特別会計は、平成8年度の貸付を最後にその後の新規貸付はありません。平成8年度以前に貸付を受けられた方々からの償還金に係る継続事業となっています。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、県支出金収入済額5万9,000円、償還事務全般に係る推進助成事業補助金です。2款、繰入金、収入済額、2,325万3,038円、令和3年度で貸付金の現年收入および地方債の償還が終了し、この特別会計を廃止するため一般会計から不足額を繰入しています。3款、諸収入、収入済額414万2,961円、貸付金の元金及び利子の収入合計額です。調定額に対し、3,218万8,917円の収入未済額を生じております。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。

1款、償還管理事業費、支出済額32万4,527円、償還事務全般の経費であります。2款、公債費、支出済額55万1,284円、償還元金、利子の合計額です。これをもって償還は完了いたしました。4款、前年度繰上充用金は、2,657万9,188円であります。11ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 2,745万4,999円、歳出総額、同額の2,745万4,999円、歳入歳出差引額、実質収支額を0円とし、この会計を閉鎖しました。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

○会計管理者（藤川 健）次に、山村振興事業特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第56号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。ふれあいの館の令和3年度利用者数は、4万1,805人、営業日数平均で135人となり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、チャレンジショップの営業、ストリートピアノの設置等で、前年度比1万717人増の134.5%となりました。歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、使用料及び手数料、収入済額、1,470万1,000円、弘法温泉入浴者の使用料であります。3款、諸収入、収入済額203万8,632円、入浴関係用品販売収入、テナント料等あります。5款、繰入金、収入済額2,533万2,907円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰入したものです。次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。1款、管理運営費、支出済額4,070万9,907円、アスピーア玉城の施設全体の維持管理経費及び入湯税であります。2款、予備費は、予算額全額を不用額としました。9ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額4,218万7,515円、歳出総額4,070万9,907円、歳入歳出差引額は、147万7,608円の実質収支額となり翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

○会計管理者（藤川 健）次に、農業集落排水事業特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第57号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この事業は、集落単位で実施する下水道施設整備で汁谷川、菱川流域周辺の水質保全を担う事業です。施設整備は平成22年度に完了し、現在は区域内の汚水処理並びに施設の維持管理が主な内容です。令和3年度中の新たな接続は3件で、総接続数は405件となり、接続率は94.41%となりました。前年度比0.48ポイントの増加となっております。また、令和3年度の汚水処理量は、10万3千m³となりました。維持管理については、平成30年度末に策定した最適整備構想に基づき使用年数が経過した機器類について取替を実施しています。また、令和2年度から4年度にかけ、公営企業会計への移行業務を実施しており、初年度に引き続き資産調査等を実施したところでございます。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、分担金及び負担金、収入済額、15万2,777円は受益者分担金1件分です。2款、使用料及び手数料、収入済額、1,173万487円は、下水道使用料です。5万8,730円の収入未済額が生じています。4款、繰入金、収入済額5,956万9,259円、一般会計並びに基金からの繰入金であり、基金からの繰入は、建設事業分の起債の償還利息の財源としています。7款、町債、収入済額760万円は、公営企業会計移行業務に係る公営企業適用債となります。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。

1款、農業集落排水事業費、支出済額3,402万975円、処理場の運転経費、施設全体の維持管理経費です。2款、公債費、支出済額4,467万7,398円、施設建設のために借入れた起債の償還金です。3款、予備費は、予算額全額を不用額としました。13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額7,996万743円、歳出総額7,869万8,373円、歳入歳出差引額は126万2,370円の実質収支額となり、翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、農業集落排水事業 特別会計の補足説明とさせていただきます。

○会計管理者（藤川 健）次に、介護保険特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第58号 令和3年度 玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、保険料、収入済額 3億1,456万9,674円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料です。収納率は、現年度分99.9%、滞納繰越分33.7%、合わせて99.5%となりました。また、滞納繰越分について、57万2,060円を不納欠損処分といたしました。2款、国庫支出金、収入済額3億2,842万8,337円は、介護給付費、地域支援事業にかかる国庫負担分と、保険者努力支援等にかかる補助金です。3款、支払基金交付金、収入済額3億7,789万1,534円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分です。4款、県支出金、収入済額2億295万9,674円は、介護給付費、地域支援事業費にかかる県負担分です。6款、繰入金、収入済額2億3,712万9,289円、このうち一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び運営事務費が主なものです。不測の場合に備え、介護給付費準備基金より2,000万円の繰入を行いました。翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。

1款、総務費、支出済額3,170万9,968円は、主に職員人件費1名分、保険料賦課徴収及び要介護認定の経費であります。2款、保険給付費、支出済額13億2,914万4,266円は、歳出総額の92.8%を占めております。令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度で計画に対し101%、前年度と比較して4.1%の増加となりました。3款、地域支援事業費、支出済額6,231万8,914円は、介護予防事業や地域包括支援センター等の経費であります。4款、保健福祉事業費、支出済額215万8,200円は、保険者努力支援交付金を活用した高齢者の居場所運営事業経費です。6款、諸支出金、支出済額634万328円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金、国県負担金の過年度精算に伴う返納金です。7款、予備費は予算額全額を不用額としました。21ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額14億7,333万9,468円、歳出総額14億3,176万7,440円、歳入歳出差引額4,157万2,028円が実質収支額となり、地方自治法の規定により基金繰入額を2,100万円とし、決算といたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

○会計管理者（藤川 健）次に、後期高齢者医療特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第59号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。

1款、後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,288万642円、収納率は、現年度分99.8%、滞納繰越分と合わせて99.4%で、令和3年度末の被保険者数は2,166名となりました。3款、繰入金、収入済額1億6,661万5,163円は、事務経費のほか、広域連合納付金の町負担分を一般会計から繰入れたものです。次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。1款、総務費、支出済額401万360円は、保険料徴収等の事務経費であります。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額3億1,398万7,931円は、広域連合事務経費と療養給付費及び保険基盤安定制度の町負担分並びに収納した保険料を納付したものです。3款、諸支出金、支出済額26万1,085円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金です。13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額3億2,124万9,973円、歳出総額3億1,825万9,376円、歳入歳出差引額299万597円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは所管いたします

議案第60号、62号の2議案について、補足説明をさせていただきます。議案第60号 令和3年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては税込み金額にて計上いたしておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。はじめに収入でございます。病院事業収益は、予算額8億9,074万4,000円に対しまして、決算額は9億3,376万6,067円となり、予算対比では4,302万2,067円の収入超過となりました。執行率といたしましては、約104.8%でございます。

次に支出でございますが、病院事業費用予算額7億7,395万円に対しまして、決算額は7億6,912万3,334円となり、不用額482万6,666円となりました。執行率は約99.4%でございます。この内容につきましては、3ページの損益計算書で説明いたしますので、3ページをお願いします。ここからの金額の計上につきましては、税抜き金額でございますので、先の決算報告書の金額と合致いたしませんので、よろしくをお願いいたします。

はじめに医業収益でございますが、まず、入院収益におきましては、年間延べ入院患者数は、18,083人、前年度比較増減で57人の減、日平均49.5人、病床利用率は約99.1%であり収益金額といたしまして4億5,494万6,222円で前年度比5.2%の増でありました。次に、外来収益におきましては、新型コロナワクチン接種を除く、延べ外来患者数24,172人、前年度比較増減で133人の減、日平均99.9人で、収益金額といたしまして1億4,737万2,800円で前年度比5.4%の増でありました。その他医業収益といたしましては、1億7,118万5,874円で前年度比183%の増でありました。これら医業収益を合わせまして7億7,350万4,896円で前年度比約22.2%の増、金額にして1億4,071万7,578円の増額となりました。

常勤内科医師の不在、医師不足による三重大学医学部からの派遣医師の減少、新型コロナウイルス感染症対策など厳しい状況が続いておりますが、入院においては令和3年度に療養病床50床のうち地域包括ケア入院医療管理料算定の病床を16床から20床に増床し、近隣病院との連携を更に強化し、きめ細やかな入退院調整をすることにより病床利用率は、ほぼ100%で稼働いたしました。外来においては、内科の患者様を院長による総合診療でのフォローと非常勤の内科医師の確保により診療報酬の確保に努めると共に昨年度設置しました発熱外来を継続し、自院で迅速にページCR検査を実施するなど新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みました。また、玉城町及び町内医療機関と連携し、新型コロナワクチン接種を推進いたしました。

次に医業費用でございますが、職員の給与費が4億9,237万3,752円、前年度比約2.9%の増、薬品等の材料費が6,377万6,384円前年度とほぼ同額であります。経費が1億1,935万8,220円、前年度対比約15.7%の増であります。その他減価償却費、研究研修費のそれぞれの費用を合わせまして、合計7億1,576万6,735円、前年度比約4.3%の増となりました。

この結果、医業収支の医業利益といたしまして、5,773万8,161円、医業収支比率約108.1%となりました。前年度と比較すると医業収支比率は、15.9ポイント上昇いたしました。また、医業外収益においては、一般会計からの補助金338万3,000円、負担金8,637万6,000円、その他収益と合わせまして、合計1億562万1,115円となりました。医業外費用では、企業債支払利息926万6,172円のほか、それぞれの費用と合わせて合計3,121万

4,469円となりました。結果、経常収支といたしまして、1億3,214万4,807円の経常利益となりました。また、令和3年度におきましても昨年に引き続き、三重大学医学部寄付金講座への寄付金として、特別利益及び特別損失にそれぞれ500万円を計上し、特別利益については、新型コロナウイルス感染症対策支援事業交付金などの3,292万7,739円を合わせまして3,792万7,739円となりました。当年度純利益を1億6,507万2,546円とし、前年度繰越欠損金3,165万5,895円を差引し、当年度未処分利益剰余金を1億3,341万6,651円といたしました。以上の科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を19ページに収益費用明細書を20ページから22ページに添付いたしておりますので、後刻ご高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

次に2ページをご覧ください。資本的収支でございます。

収入では、予算額2,343万9,000円に対しまして決算額は同額の2,343万9,000円となり、支出では予算額4,903万9,000円に対し、決算額4,903万8,108円であります。この収支不足額2,559万9,108円は過年度分 損益勘定 留保資金で補填をいたしました。なお、建設改良費274万3,000円につきましては、17ページをご覧ください。4会計3物品購入に関する事項に記載のとおり車いす型アイソレーター購入に73万円、加温加湿ジェネレータ購入に2台分で143万円のほか医療用機器等の購入費用であります。その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を6ページに剰余金処分計算書を、7ページから9ページに貸借対照表を11ページから18ページに事業報告書、また19ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、付属明細書とこの会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、病院事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 続きまして、議案第62号 令和3年度 玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。まず、収益的収入及び支出でございます。

はじめに、収入ですが、介護老人保健施設事業収益予算額3億6,824万6,000円に対しまして、決算額3億6,413万8,333円となり、予算対比では410万7,667円の収入不足で、執行率約98.9%でございます。次に支出ですが、介護老人保健施設事業費用予算額3億8,085万5,000円に対しまして、決算額3億7,069万8,743円となり、不用額1,015万6,257円で執行率約97.3%でございます。この内容につきましては、3ページからの損益計算書により事業ごとに説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

1項の施設営業収益でございますが、長期短期入所合わせて年間延べ利用者数18,164人前年度増減で138人の減、日平均49.8人の利用があり、これに対します収益は2億2,875万208円で、前年度比約0.9%の増となりました。これに対します2項の施設営業費用は、給与費等の費用合計が2億6,103万5,712円で前年度比約2.9%増となり、差し引き3千228万5,504円の営業損失となりました。3項の通所営業収益でございます。年間延べ利用者数

4,977人、前年度増減で121人の減、日平均16.3人の利用があり、これに対します収益は、5,677万5,461円で前年度比約2.7%の増となりました。これに対します4項の通所営業費用は、給与費等の費用合計が6,224万5,365円で、前年度比約2.6%の減で、差し引き546万9,904円の営業損失となりました。次に4ページ、5項の訪問看護営業収益でございます。年間延べ利用者数が3,074人、前年度増減で596人の減で、日平均12.5人となりました。この営業収益は、合計で2,122万2,918円で、前年度比約15.7%の減となりました。これにかかる6項の営業費用は、合計で1,774万8,351円、前年度比約4.1%の増となり、差し引き347万4,567円の営業利益となっております。7項、訪問介護営業収益でございます。年間延べ利用者数が2,460人、前年度増減で157人の減、日平均10人となり、この営業収益が1,213万8,388円で前年度比約2.7%の減となりました。これにかかる8項の営業費用は、合計で1,226万2,333円で前年比約6.9%の増となり、差し引き12万3,945円の営業損失となっております。

次に、9項、居宅介護支援営業収益であります。

年間延べ利用者数1,537人、前年度増減で18人の減、1ヶ月平均128.1人の利用があり、この営業収益が2,171万5,140円で前年度比約0.8%の減となりました。これにかかる10項の営業費用は、合計で1,732万3,091円で、前年度比約16.8%の減となり、差し引き439万2,049円の営業利益となっております。次に11項、営業外収益であります。一般会計からの運営補助金1,864万3,000円及び公会計制度の改正による長期前受金戻入304万2,182円、その他収益と合わせまして、合計2,327万687円となりました。12項の営業外費用につきましては、支出はございませんでした。この結果、経常収支といたしまして、674万2,050円の経常損失となりとなりました。次に13項、特別利益であります。新型コロナウイルス感染症関連の支援補助金9万5,000円を合わせまして、26万5,531円となり、14項の特別損失8万3,891円を差し引きし、18万1,640円の特別利益となっております。

この結果、当年度純損失を656万410円とし、前年度繰越欠損金3,292万7,597円を差引し、当年度未処理欠損金を3,948万8,007円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を21ページに、収益費用明細書を22ページから28ページに添付いたしておりますので、後刻ご高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

次に2ページをご覧下さい。資金的収支でございます。令和3年度については、収入、支出ともに執行はなく、決算額はゼロであります。

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を7ページに欠損金処理計算書を8、9ページに貸借対照表を11ページから19ページに事業報告書を。また、21ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、付属明細書と、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、介護老人保健施設 事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 上下水道課 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） それでは、所管いたします議案第61号及び第63号の補足説明をいたします。

まず、議案第61号 令和3年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1頁をお開き下さい。まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、水道事業収益全体で予算額の合計欄3億2,345万1,000円に対して、決算額は、3億2,610万1,264円で、265万264円の収入増となりました。決算額の内訳は、営業収益2億9,854万3,001円、営業外収益2,755万8,263円です。下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄2億6,161万6,000円に対して、決算額は、2億4,465万5,668円で、1,696万332円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用2億3,763万1,775円、営業外費用698万182円、特別損失4万3,711円です。この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3頁をお開き下さい。なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先程の決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。まず、営業収益の合計は2億7,155万4,972円で、主なものは給水収益2億7,015万9,404円です。給水収益は前年度、5から7月コロナ緊急対策と比較して540万1,347円の増、率にして2.04%増加しました。収納率は決算時点で85.04%、5月末時点では99.55%となっています。給水収益の詳細は、年度間の有収水量が197万9,125立方メートルとなり、前年度と比較して4万4,633立方メートルの減、率にして2.21%減少しました。なお、有収率は、91.09%でした。給水人口は1万5,171人で、前年度と比較して155人の減少、一方、給水件数は6,248件で、前年度と比較して66件の増加となり、町全人口に対する給水人口の割合は、99.37%でした。続いて、営業費用の合計は2億3,012万5,516円で、主なものは、原水費5,304万6,624円、配水費1,965万1,292円、総係費4,187万9,089円、減価償却費1億1,484万9,401円です。営業収支差引の結果、営業利益は、4,142万9,456円となりました。次に営業外収益の合計は2,090万5,947円で、主なものは、長期前受金戻入2,062万9,581円です。続いて、営業外費用の合計は699万8,044円で、主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費673万7,855円です。営業外収支差引の結果が1,390万7,903円となり、営業および営業外収支を併せた経常利益は、5,533万7,359円となりました。この経常利益と特別損失4万3,711円を併せた当年度純利益は、5,529万3,648円となり、その他の未処分利益剰余金変動額4,756万9,163円と併せた1億286万2,811円が当年度未処分利益剰余金となりました。以上の科目別明細については収益費用明細書を24頁から27頁に添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。次に5頁をお開き下さい。剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の年度末現在高1億286万2,811円のうち、4,756万9,163円を資本金への組入れとし、5,529万3,648円を減債積立金として処分したいとするものです。次に2頁にお戻りください。資本的収入および支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄 2 億 4,329 万 1,000 円に対して、決算額は 2 億 2,949 万 1,845 円で、1,379 万 9,155 円の収入減少となりました。決算額の内訳は企業債 2 億 2,210 万円及び分担金 739 万 1,845 円です。続いて下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄 3 億 5,487 万 5,000 円に対して、決算額は 3 億 4,001 万 9,363 円となり、1,485 万 5,637 円は不用額となりました。

決算額の内訳は、建設改良費 2 億 8,879 万 3,800 円、固定資産購入費 365 万 6,400 円、償還金 4,756 万 9,163 円です。なお、資本的収支における不足額 1 億 1,052 万 7,518 円は、減債積立金 4,756 万 9,163 円、過年度分損益勘定留保資金 3,700 万 3,857 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,595 万 4,498 円で補てんしました。建設改良費における主要工事の概要 12 件については 13 頁にその他の添付資料といたしまして、4 頁に剰余金計算書、6 頁から 7 頁に貸借対照表 9 頁から 21 頁に事業報告書 23 頁にキャッシュ・フロー計算書、24 頁以降に付属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第 61 号 令和 3 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

○上下水道課長（平生 公一） 次に、議案第 63 号 令和 3 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書 1 頁をお開き下さい。

まず、収益的収入及び支出ですがこちらは消費税を含んだ金額となります。上段の収入について、下水道事業収益全体で予算額の合計欄 4 億 9,879 万 7,000 円に対して、決算額は 5 億 93 万 7,667 円で 214 万 667 円の収入増となりました。決算額の内訳は、営業収益 1 億 3,621 万 9,856 円、営業外収益 3 億 933 万 1,640 円その他、特別利益として平成 30 年度以前の宮川流域下水道維持管理負担金返還額 5,538 万 6,171 円です。下段の支出について下水道事業費用全体で、予算額の合計欄 5 億 118 万 5,000 円に対して、決算額は 4 億 9,393 万 8,148 円で、724 万 6,852 円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用 4 億 1,212 万 4,101 円、営業外費用 8,180 万 987 円、特別損失 1 万 3,060 円です。この内容について損益計算書で説明いたしますので 3 頁をお開き下さい。なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となります。まず、営業収益の合計は、1 億 2,387 万 6,602 円で、主なものは、下水道使用料 1 億 2,355 万 2,582 円です。下水道使用料は前年度と比較して 231 万 2,044 円、率にして 1.91% 増加しました。収納率は決算時点で 84.61%、5 月末時点では、99.56% となっています。年度間の有収水量は 128 万 1,377 立方メートルとなり、前年度と比較して 1 万 4,477 立方メートルの増、率にして 1.14% 増加しました。また、下水道が経済的に有効となる予定処理区域において 1.04ha 整備を拡大し、下水道 処理計画区域内の人口に対する普及率を、96.35% としています。供用開始区域内での接続人口は、前年度の 1 万 551 人から 236 人増加の 1 万 787 人となり、接続率としては 82.16%、前年度の 80.09% から 2.07 ポイント増加しています。なお、全人口に対して水洗便所が利用できる人口の割合を示す下水道処理人口普及率は、公共下水道で 86.00%、農業集落排水と併せると 94.60% となりました。続いて、営業

費用の合計は3億9,725万8,911円で、主なものは管渠費2,414万6,188円、総係費498万4,452円、流域下水道維持管理負担金1億1,982万3,340円、減価償却費2億4,817万7,562円です。営業収支差引の結果、営業損失は、2億7,338万2,309円となりました。次に営業外収益の合計は、3億875万2,043円で、主なものは、他会計負担金および補助金1億8,900万円、長期前受金戻入1億1,974万487円です。続いて、営業外費用の合計は、8,181万4,613円で、主なものは、支払利息8,180万987円です。営業外収支差引の結果が、2億2,693万7,430円となり、営業及び営業外収支を併せた経常損失は、4,644万4,879円となりました。この経常損失と特別利益5,128万3,492円と特別損失1万3,060円を合わせた当年度純利益は、482万5,553円となりました。なお、地方公営企業は、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめなければならず、前年度からの繰越欠損金10億1,099万8,429円にうめ、当年度未処理欠損金は10億617万2,876円となります。以上の科目別明細については収益費用明細書を20頁から21頁に添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。次に、2頁にお戻りください。資本的収入および支出の説明を申し上げます。上段の収入について、資本的収入全体で予算額の合計欄3億8,253万3,000円に対して、決算額は、2億6,567万771円で、1億1,686万2,229円の収入減となりました。この収入減は、建設改良費の一部を翌年度へ繰越すことにより、その財源である企業債、国庫補助金が令和4年度での財源となることから、令和3年度決算上の収入としては不要となったことが主な要因です。決算額の内訳は、企業債9,260万円、補助金1億6,358万8,950円、負担金948万1,821円となっています。続いて下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄5億1,554万8,000円に対して、決算額は3億9,192万4,130円となりました。翌年度への繰越額を建設改良費の1億2,017万5,000円とし、差引344万8,870円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億3,146万4,262円、償還金2億6,045万9,868円です。なお、資本的収支における不足額1億2,625万3,359円は過年度分損益勘定留保資金1億2,407万9,393円および当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万3,966円で補てんしました。建設改良費における主要工事の概要4件につきましては12頁にその他添付資料といたしまして、4頁に剰余金計算書、6頁から7頁に貸借対照表、9頁から17頁に事業報告書、19頁にキャッシュ・フロー計算書、20頁以降に付属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。以上、議案第63号 令和3年度玉城町下水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

大西監査委員。

○監査委員（大西 栄） 監査委員、大西。

それでは、今定例会において、一括上程されております、議案第53号ないし議案第63号までの令和3年度玉城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに

各企業会計の事業決算の認定につきましてお手元の報告第9号、第10号により決算審査の結果をご報告申し上げます。決算審査は、さる6月30日から7月11日までの間に亘り、前川さおり委員とともに行いました。はじめに、議案第53号ないし議案第59号 令和3年度玉城町一般会計及び、各特別会計の歳入歳出決算にかかる決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

報告第9号 玉城町一般会計、特別会計決算審査意見書をご覧ください。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につきまして、審査を行いました。以降、意見書の関連ページを説明いたします。決算審査意見書の1ページには、審査結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その計数は関係諸帳簿、証憑書類等を照合いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。公有財産、物品、基金につきましては、11ページから13ページに記載していますが、その運用、管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。まず、2ページページの行政運営における意見としましては、特に、今年に入ってから各自自治体で、多額の特別給付金の誤送金事件や高額な公金着服事件、また、個人情報の入ったメモリーを許可なくも持ち出し、紛失した事件等々の不祥事が発生しております。このようなことは、どこの市町でも起こり得る事案であり、これらを他山の石として、職員は一層気を引き締め職務にあたり、二重三重のチェック体制の強化、セキュリティー対策の強化を図られるよう望むものであります。

また、町は、働き方改革の一環として、職員の勤務状態の見直しで、有給休暇の取得、時間外勤務の縮小等の推進に取り組んでおられます。しかし、処理事務量は年々増加していることから、適正な人員の確保・配置を望むものであります。3ページには、一般会計および各6事業の特別会計の総額を記載しております。4ページには、一般会計の財政収支の状況を記載しております。一般会計の決算であります。歳入は、75億5,126万8,779円で、前年度比較で9.9%の減少となっております。歳出は 72億973万4,627円で、前年度と比べて、11.4%の減少となり、翌年度へ繰越すべき財源 7,179万8,650円を差し引いた実質収支額は2億6,973万5,502円であります。前年度実施いたしました新型コロナウイルス感染症防止対策による定額給付金が、歳入歳出減額の主な要因となっております。5ページから8ページには歳入の状況を記載しています。歳入の根幹となる町税収入全体は、前年度と比べ4.0%の減少となり、8ページの町民税では、5.1%の減少となりました。中でも法人町民税は、16.3%減少し、1億7,364万8,000円となり3,370万7,700円の減収となっております。本年度は固定資産税など197万5,944円の不納欠損処分を行った結果、町税の収入未済額は、2,507万1,892円となっております。収納率は98.7%で前年度を0.9ポイント上回りました。町税は自主財源の基幹財源であり、未済額解消、収納率向上は自主財源の増加に繋がるものであり、加えて住民間の公平性を維持するうえからも着実な収納業務に一層の努力を期待するものであります。

次に、歳出の状況であります。9ページから10ページに記載しています。予算の執行率は93.5%で、各科目の歳出内容については概ね、経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。歳出における決算額は、72億973万4,627円で、翌年度繰越額は、3億1,637万1,000円で、予算現額に占める割合は4.1%となり、大きなものは、民生費の臨時特別給付金支給経費、保健福社会館の空調工事経費、土木費で外城田川河道掘削並びに護岸補強経費等であります。翌年度繰り越しは、国の補助事業関連などで、止むを得ないものの会計年度内での処理が原則であることから十分留意されたいと思います。

予算の執行につきましては、概ね適正に処理されていますが、とりわけ、工事、業務委託の契約並びに備品の購入等については、競争原理を活かし、最小の経費で最大の効果を上げるよう、安易な特命随意契約は避け、適切な会計処理を望むものであります。

なお、不用額は、1億8千492万373円で、予算現額に占める割合は2.4%となりました。

予算作成段階で予測困難性はあるにせよ、厳しい財政状況の中、可能な限り精緻に行われることを望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ、6事業の特別会計についても審査を行い、その結果を決算審査意見書の14ページから21ページにわたり記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計も正確に処理にされていると認めた次第であります。14ページの国民健康保険特別会計では、コロナ禍における物価高騰等に直面している被保険者への影響を考慮し、財政調整基金の取崩しを行い、保険料率を前年度と同率としています。調定額に占める収入未済額は7.6%となり、健全な保険制度の運営には、保険者の公平性の保持のうえからも、未収金対策をしっかりと講じられるよう望むものであります。また、歳出の大きな割合を占めている保険給付費は年々増加しており、引き続き、保健事業に力を入れ、地域の活力と知恵を集結しながら、町民の健康保持に努めることが重要であります。

17ページの住宅新築資金等貸付事業特別会計は、この3年度末で会計を廃止し、今後は一般会計において収納業務を継続していきます。現在の収納未済額は3,218万8,917円となり債権管理、回収については、他市町の状況も勘案し、慎重に処置されるよう望むものであります。

19ページの農業集落排水事業特別会計は、令和5年度の公営企業会計への移行に着手しており、今後、公営企業の基本原則にのっとり施設の効率的な維持管理を行うために必要な財源の確保に取組み、健全経営を図られること望みます。

なお、山村振興事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、その詳細を18ページ、20ページ、21ページに記載しておりますのでご覧ください。

続きまして、議案第60号 令和3年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし議案第63号 令和3年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第9号 玉城町公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算ならびに決算諸表はいずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合・点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは事業会計別に、主だった点についてご報告申し上げます。決算数字については意見書をご確認ください。

まず、病院事業会計は、2ページから8ページに記載しています。

今年度は、新型コロナワクチン接種が始まったことにより、外来患者数は前年度と比べ、98.5%増加し、医業収支比率も15.9ポイント増加していますが、これを除いた数字は、前年度ほぼ同じであります。地域医療を守る通常の診察に加え、積極的な感染症の診療やワクチン接種のほか、入院では、療養病床50床のうち地域包括ケア病床を16床から20床に増床し、在宅復帰に向けた取り組みを強化するなど、自治体病院としての原点である地域医療に貢献しております。令和3年度の病床利用率は99.1%で、前年度と比べ0.3ポイント下まわりましたが、県下の自治体病院の中では、高い数値を実現しています。

引き続き、町民から信頼される地域の拠点病院として、きめ細かな事業運営が行われることを期待します。

次に、9ページから15ページに水道事業会計決算を記載しています。

水道事業会計では、給水の安定的かつ効率的な給水を確保するため、年次計画に基づく配水管布設工事及び老朽化に伴う配水管更新工事を実施しています。

今年度の営業収支比率は118.0%となり前年度と比較すると7.1ポイント減少しています。人事異動に伴う人件費の増が要因となっています。水道事業の運営は、公営企業としてほぼ安定的な運営がなされていますが、今後、老朽管や管路網の更新など施設整備に多大な投資が見込まれることから、経営とのバランスを考慮しながら継続実施されることを望みます。

次に、16ページから26ページに介護老人保健施設事業会計決算を記載しています。

ケアハイツ玉城は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、すべての事業において、前年度と比べ、利用者数が減少し、営業収支比率は全体で、1.2ポイント減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、やむをえない利用制限があったことが稼働率の低下や収益減少の一因であります。コロナ禍という状況のなか、通所事業において利用枠の増員、訪問介護事業では土曜日の営業開始など、サービスの拡大を図っています。施設の環境整備、職員の健康管理に注意し、有効なサービスの提供を行えるよう力を尽くすとともに、経営の安定化に取り組まれることを期待します。

次に、27ページから32ページに下水道事業会計決算を記載しています。

下水道事業は町補助金依存での経営を強いられていることから、経営戦略に基づく使用料金改定（案）が令和3年9月定例会で議決され、令和4年4月から施行されました。今年

度の営業収支比率は31.2%となり、前年度と比較すると0.6ポイントの減少となりました。今後、人口減少や施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大などが考えられ、将来にわたり、衛生的で快適に暮らせるまちを目指すためにも、持続可能な事業運営となるよう経営基盤の強化に努められたい。

最後に、すべての公営企業会計を通して、行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には、特段の努力を望むものであります。

以上、公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

ただ今、ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧いただきますようお願いいたします。

また 財政健全化法が施行されたことに伴い一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましてはの審査をいたしましたので、意見書をお付けしております。いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和3年度一般会計、各特別会計、各公営企業会計の決算審査報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で監査委員の報告は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時31分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

◎日程第16 議案第64号から日程第19 議案第67号

○議長（風口 尚） 次に、日程第16 議案第64号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、ないし日程第19 議案第67号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第64号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うため、一部改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○町長（辻村 修一） 次に議案第65号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布され、10月1日から施行されることに伴い、条文の整備が必要になることから、一部改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○町長（辻村 修一） 議案第66号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の納税証明書の記載内容の見直しを始めとする所得税の課税方式の統一化、住民税申告に係る規定の整備等を行うものであります。

詳細につきましては、税務住民課長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 次に、議案第67号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定の条ずれの改正が行われ、これに対応する条例の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 税務住民課 山下課長

○税務住民課長（山下 健一） 議案第66号、町税条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

条例改正の要旨につきまして、議案補足資料 条例改正新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。なお、地方税法の一部改正等で条項などがズレたことにより、町税条例の改正をするものは説明を省略させていただきます。

それでは、新旧対照表10ページをご覧ください。

第18条の4の改正であります。固定資産税の納税証明書の交付に係る記載内容の見直しでございます。改正の内容としましては、登記簿に所有者として記載されている者がDV被害者等である場合、登記住所ではなく、住所に代わる事項を記載する措置が講じられることとなりました。それに合わせて、町が発行する固定資産税の納税証明書にも、登記住所ではなく、住所に代わる事項を記載するものでございます。なお、住所に代わる事項とは、DV被害者等の親族、知人の住所や、支援団体の住所等が想定されております。同じく新旧対照表10ページ中段から11ページ上段の条例第33条第4項及び第6項の改正であります。第4項は上場株式等の配当所得について、第6項は株式等譲渡所得について町民税申告をする場合の規定でございます。配当所得等に係る課税方式を所得税と統一することに伴う規定整備でございまして、現行制度では、配当所得や譲渡所得は所得税と個人町民税において異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、そもそも金融所得課税は所得税と個人町民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、今般、所得税と個人町

民税の課税方式を一致させるよう、法改正がなされたことに伴い、改正するものでございます。

続いて、同じく11ページ下段の第34条の9の改正でございます。こちらも第33条と同様に所得税と個人町民税の課税方式を一致させることに伴う、規定の整備でございます。

続いて12ページをご覧ください。第36条の2の改正であります。公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定の整備でございます。改正の内容としましては、公的年金受給者のうち、申告が必要となる者の一つに配偶者特別控除を受けようとする者がありますが、中でも、源泉控除対象配偶者に該当するものについては、公的年金等支払報告書にて対象者が報告されているため、改めての申告は不要である旨が規定されておりますが、この申告が不要とされる範囲についての記載を整備したもので、改定前後で実質的な内容の変更はございませんが、この度の法改正に合わせての改正でございます。

続いて13ページ下段から14ページをご覧ください。

第36条の3の2の改正であります。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定でございます。改正の内容としましては、給与所得者の扶養親族申告書への記載事項の追加でございます。このことにより、個人町民税において控除対象となる配偶者の氏名を扶養親族申告書に記載させることで、地方公共団体は給与支払報告書を通じて控除対象者を確実に把握することができるものでございます。

続いて同ページ、第36条の3の3の改正であります。個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定でございます。改正の内容としましては、個人町民税における合計所得に係る規定の整備でございます。公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び退職手当を有する16歳超の扶養親族を有する者の提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加しています。また、第36条の3の2の改正と同様、配偶者等が退職所得を有する場合、扶養親族申告書にて申告することで、賦課課税に必要な情報をより確実に把握できるようにするものでございます。

続いて15ページ中段の第73条の2と同ページ下段の第73条の3の改正であります。第73条の2は固定資産課税台帳の閲覧の規定で、第73条の3は固定資産税課税台帳記載事項の証明書の手数料に関する規定でございます。改正の内容は、閲覧と証明書交付に係る記載内容の見直しでございます。前段でご説明申し上げました、第18条の4の改正と同様、登記簿に記載されている者がDV被害者等である場合、登記住所ではなく、住所に代わる事項」を記載する措置が講じられることとなり、それに合わせて、町が固定資産課税台帳を閲覧に供する際及び台帳の記載事項の証明書を交付する際にも、登記住所ではなく「住所に代わる事項」を記載することとする規定でございます。

続いて、16ページお願いします。附則第7条の3の2の改正でございます。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定でございます。改正の内容としましては、住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除の適用期限を4年延長するものでございます。住宅ローン控除の適用につきましては、平成26年度に消費税率が8%へ引き上げられる際の住宅需要の減少対策として延長措置が講じられ、その後、消費税率10%への引

き上げ時期の延期に伴いその都度延長されてまいりました。その期限が令和3年末の入居となっていたことが、昨今の経済状況等を踏まえ、令和7年末入居分までに延長される改正でございます。

続いて17ページお願いします。附則第10条の2第2項の改正であります。本規定は、下水道除害施設の課税標準について、特例割合を定めた規定で、改正内容としましては固定資産税の課税標準の特例いわゆる、わがまち特例の特例率を4分の3から5分の4に引き上げる改正でございます。

続いて同ページ下段の附則第16条の3第2項の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税に関する規定でございます。改正の内容としましては、所得税と個人町民税の課税方式を一致させることに伴う、規定整備でございます。

続いて19ページお願いします。附則第17条の2第3項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の税率を軽減する規定で、3項では適用除外を規定していますが、本改正ではその中から租税特別措置法第37条の9を削除するものであります。

租税特別措置法37条の9は、リーマンショック時の景気刺激策として、平成21年及び平成22年に土地を先行取得した場合、その後10年間に他の土地を売却した際の譲渡益を減額し、課税繰延べできることを規定した条文であり、本制度が期限を迎えることから削除となるものでございます。

続いて20ページの附則第20条の2第4項の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例（分離課税）に関する規定でございます。本改正では、第16条の3第2項と同様に所得税と個人町民税の課税方式を一致させることに伴う、規定整備でございます。

続いて21ページお願いします。附則第20条の3第4項の改正であります。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定でございます。先にご説明いたしました第16条の3第2項、附則第20条の2第4項と同様に、所得税と個人町民税の課税方式を一致させることに伴う、規定の整備でございます。

続いて22ページ下段の附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例を規定するものでございましたが、住宅ローン控除の適用期限そのものが延長されたこと、その他住宅ローン控除の制度見直しが行われたことに伴い、削除となります。

続いて23ページお願いします。

町税条例等の一部を改正する条例、令和3年玉城町条例第23号の改正でございます。第1条は、扶養親族申告書の記載事項が追加されたことに伴う規定整備でございます。第2条は、町民税に関する経過措置で、規定の整備でございます。

改正点は以上でございます。

上位法の改正に伴う改正であることをご理解いただき、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

少し早いですが、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。午後は 13 時からお願いいたします。

（午前 11 時 46 分 休憩）

（午後 01 時 00 分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

◎日程第20 議案第68号から日程第27号 議案第75号

○議長（風口 尚） 次に、日程第20 議案第68号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第27 議案第75号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第68号 令和4年度一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億6,760万円を追加し、予算総額69億3,321万4,000円とするものであります。歳入の主なものといたしましては、課税額の確定に伴い、固定資産税の増額、また、地方交付税についても算定額確定により増額計上しております。国庫支出金につきましては、衛生費国庫負担金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、総務費国庫補助金においては、社会保障・税番号制度事業費等補助金、また先般の7月26日から27日にかけての豪雨災害における復旧費用に農林水産施設災害復旧費補助金を追加計上しております。県支出金につきましても、民生費・衛生費県補助金において、増額計上をしております。繰越金につきましては、額の確定により増額計上を行い、町債については、中央公民館改修にかかる公共施設等適正管理推進事業債の増額、また、先にもありました農林業災害にかかる農林業施設災害復旧事業債を追加計上しております。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費等の調整を各科目で行っているほか、今般の燃料費高騰による電気料金の値上げに対し、各課が所管します公共施設の光熱水費を一律増額対応しております。

総務費では、総務管理費において各種基金積立金を増額、および自治区案内標識設置工事の追加計上、徴税費においては、電算委託料の増額計上、また、個人及び法人町民税の還付金が発生しておりますので、過誤納還付金を増額しております。

戸籍住民基本台帳費では、国費全額対応により、戸籍システムの改修業務を増額計上、衛生費では、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を受けて、感染症対策支援事業、原油高騰対策支援事業を拡充、また新型コロナウイルス感染症給付金についても増額対応しております。

農林水産費においては、ウクライナ情勢に伴う農業肥料・畜産飼料の輸入原料高騰によ

り、農業振興、畜産振興対策として、肥料高騰緊急対策事業及び飼料高騰緊急対策事業の支援を進めます。また、林業費においては、アスパシア玉城ふれあいの館の木質化工事にとりかかるべく、その経費を増額計上し、商工費においてもコロナ感染者の爆発的増加により商工会新型コロナ対策事業補助金であります事業復活支援金事業を増額計上しております。

土木費では、道路橋梁費における道路維持修繕事業の増額、消防費、防災対策費においても、コロナ禍の影響のもと、自主防災推進事業補助金を増額計上、教育費では、社会総務費において、来年度に中央公民館改修工事を予定し、それにかかる実施設計等の費用を今回計上しております。

災害復旧費では、先般の7月豪雨災害により農業用施設及び林業用施設の災害復旧にかかる経費を今回新たに計上し、諸支出金では、病院事業3条会計繰出金等を補正しております。

なお、詳細につきましては副町長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第69号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費、及び前年度決算に伴う補正を行うものがあります。歳入では、前年度県補助金の精算に伴う追加交付69万円、一般会計繰入金46万3,000円、前年度繰越金1,558万9,000円を増額し、歳出では、総務費において一般職人件費の各項目、電算委託料、合わせて46万3,000円、保険給付費において葬祭費50万円の増額、予備費へ1,577万9,000円を計上し調整を行いました。歳入歳出それぞれ1,674万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,871万8,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○町長（辻村 修一） 議案第70号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、修繕料と水道光熱費を計上するもので、歳入歳出それぞれ4,027万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,699万円とするものであります。

なお、詳細につきましては産業振興課長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第71号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で使用料および前年度繰越金の確定による50万円、一般会計繰入金を83万5,000円それぞれ増額し、歳出では、農業集落排水事業費を133万5,000円増額したことにより、歳入歳出の総額を、それぞれ1億1,132万1,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第72号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に職員の人件費及び前年度決算に伴う補正を行うものであります。

歳入では、前年度介護給付費の実績に基づき、過年度分として国庫負担金477万3,000円、県負担金220万3,000円を計上いたしました。職員人件費の補正に伴い、国、県補助金、支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を1,957万2,000円増額するものであります。

歳出では、一般職人件費の各項目について、総務費で32万3,000円、地域支援事業費で513万3,000円の減額、諸支出金において、過年度保険料還付金及び前年度実績に基づく国、県補助金、支払基金交付金の返還金、合わせて1,230万5,000円の増額、予備費へ1,569万7,000円を計上し、調整を行いました。歳入歳出それぞれ2,254万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,170万6,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○町長（辻村 修一） 議案第73号 令和4年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収入については三重大学医学部寄附講座への町からの寄付金補助、支出については、令和4年7月より着任されました医師の人件費を計上いたすものであります。収益的収入及び支出のうち、病院事業収益におきましては300万円を、事業費用におきましては1,231万2,000円をそれぞれ増額計上いたすものであります。

なお、詳細につきましては病院老健事務局長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第74号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、長期前受金戻入、および減価償却費の精査、施設の動力費等の見直しに加え、工事請負費および移転補償費の増額となります。

収益的収入では、営業外収益の長期前受金戻入で39万2,000円を増額し、水道事業収益の予算総額を3億2,166万8,000円とし、収益的支出では、営業費用の原水費、配水費等で、807万6,000円の増額、営業外費用で12万5,000円を増額し、水道事業費用の予算総額を、2億8,057万2,000円とするものであります。また、資本的収入では、分担金で551万4,000円を増額し、予算総額を、1億6千128万2,000円とし、資本的支出では、建設改良費等に、3,448万2,000円増額し、予算総額を3億243万4,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明させます。

○町長（辻村 修一） 議案第75号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、長期前受金戻入および減価償却費等の精査、管渠費における動力費の見直し等に基づくものであります。収益的収入では、営業外収益の長期前受金戻入で14万4,000円を増額し、下水道事業収益の予算総額を5億317万円とし、収益的支出では、営業費用の管渠費、減価償却費等で、55万2,000円を増額、営業外費用で11万4,000円を増額し、下水道事業費用の予算総額を5億1,277万8000千円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明させます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 田間副町長

○副町長(田間 宏紀) 議案第68号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第4号)について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので1ページをお願いします。第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3億6,760万円を追加し、予算総額を69億3,321万4,000円とするものであります。同条第2項に規定する3ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、9ページから予算に関する説明、事項別明細書により説明させていただきます。第2条および第3条につきましては、7ページからの第2表、第3表にてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、令和5年度策定の第4次障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画を今年度より現状分析及び団体事業所ヒヤリングの実施、計画策定に向けての項目案の作成検討等準備作業に取り掛かり、来年度のアンケート調査、計画策定業務一体の契約をいたしたく債務負担行為の追加をお願いするであります。次に第3表地方債補正1追加、8公共施設等適正管理推進事業債については、中央公民館改修工事に係る実施設計等に向けた起債財源で620万円を追加し、9災害復旧事業債につきましては、先般の7月26日から27日にかけての豪雨災害、勝田、宮古地区をはじめ計10箇所の被災箇所の農林業災害復旧費用に充当する起債で、今回560万円を追加するものであります。次ページ、2変更、7臨時財政対策債につきましては、交付税と連動し算定額の確定により730万円を減額し、補正後限度額を9,270万円とするものであります。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

11ページをお願いします。1款町税、2項1目固定資産税においては、現年課税額の調定に伴うもので、3,986万7,000円の増額、固定資産税の補正後予算額を、10億418万8,000円としています。これらは概ね令和2年度で新型コロナウイルス感染症の影響により実施しました家屋のコロナ軽減が終了したことによるものであります。12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定額確定により、1億8,585万9,000円を追加し、18億1,144万3,000円としています。この要因は、地域創生を推進するための地方財政基盤として算入された「まち・ひと・しごと創生事業費」関係、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費の見込からの増、臨時財政対策債への振替相当額を控除した額を基準財政需要額に算定されたことによるものであります。次に、16款1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金にて、ワクチン接種回数等の増及びオミクロン株対応ワクチン接種を見込んだ接種費分924万円の増額計上であります。同款2項1目の総務費国庫補助金では、1節社会保障・税番号制度事業等国庫補助金にて、全国的に戸籍システムを統一し、マイナンバー制度と情報連携できるよう改修する整備事業であり、国費10分の10補助として、1,040万1,000円を、今回増額計上しています。12ページをお願いします。2目民生費国庫補助金、2節の子ども子育て支援交付金66万6,000円については、ICT推進事業として、各児童館への連携パソコン端末等購入設置にかかる補助金であり、国費3

分の1、県費3分の1と連動した補助金となります。また、3目衛生費国庫補助金、4節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金227万9,000円は、先の国庫負担金と同様内容で接種体制等事務分の増額であります。7目災害復旧費国庫補助金では、第3表地方債補正で申しあげました7月豪雨災害にかかる農林水産施設災害復旧費国庫補助金に650万円の追加計上であります。17款県支出金、2項2目民生費県補助金は、国費と連動し、同額計上、3目衛生費県補助金、1節の特定不妊治療費県補助金は、対象者見込増に伴い18万8,000円を増額計上しています。また、同款3項1目総務費県委託金、3節統計調査費委託金及び4節選挙事務委託金、参議院議員選挙分は、執行精査により、合わせて35万1,000円を増額計上としています。次ページ、20款繰入金、1項6目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金500万円については、アスピア玉城ふれあいの館の県産材を使ったりリニューアル改修工事充当のため繰り入れ、次の21款1項1目の繰越金については、令和3年度決算額の確定に伴い補正額9千973万5,000円を増額し、前年度繰越額を1億2,973万5,000円としています。22款諸収入、5項2目過年度収入については、介護保険及び障害者関係事業など前年度精算に伴うもので、国庫、県支出金合わせて234万8,000円を増額計上しています。23款町債については、第3表地方債補正で説明申しあげたもので、教育債、災害復旧事業債の追加計上及び臨時財政対策債の限度額変更であり、説明欄記載のとおり計上いたしましたものであります。

次に、歳出の説明を申しあげますが、歳出の各費目における正規職員の人件費関係につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関する人件費等を精査し、各科目にて補正調整しています。また、今般のウクライナ情勢に伴う燃料費高騰による電気料金の値上げに対し、各課が所管します公共施設の光熱水費につき、一律3割程度の増額で対応をいたしたところであります。決算見込みが立ちにくく、今後の状況により再度補正精査をお願いいたします。以上2点については、各科目にわたり補正していますので、説明は省略させていただきます。ご了承願います。また、各所に新型コロナウイルス感染症対策がございますので、コロナ対策などと省略させていただく場合がありますので、併せてご了承願います。それでは、歳出の新規計上及び主なものをご説明申し上げます。15ページの1款議会費、2款総務費、1目一般管理費の人件費は省略いたしますので、16ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、今年度初頭に、役場庁舎の電話機が一時不通になる事象が発生いたしました、これは電話交換機の経年劣化によるものであり取替部品も生産中止のため、早急な取換・交換が必要となることから、電話交換機取換更新を5年リースでの計上とした今年度分の増額であります。5目財産管理費、10節需用費は、役場庁舎の空調機修繕経費等々にかかる費用として修繕料100万円を増額、22節償還金利子及び割引料96万3,000円は、度会土地開発公社にて購入した公用職員駐車場代の元利償還金、24節積立金は、昨年度創設した公共施設整備基金に5,000万円、財政調整基金に8,400万円、災害救助基金に2,000万円の積立を行い、今後の財政支出の調整財源とするものであります。次に、6目企画費、7節は、田丸駅改修ワークショップ等三重大学の先生にお願いするための報償金の新規計上、12節委託料では、今般の新型コロナウイルス感染

者、第7波の増加に伴い、自宅待機を余儀なくされた方に対する支援であります生活支援用品支給事業に対して、216万2,000円の増額計上、また、14節工事請負費では、各自治区名標識看板が経年劣化していますので、主要幹線道路などに新たに分かりやすいものを設置する自治区標識設置工事費に、1,100万円を新たに計上しています。次ページ7目、交通安全対策費では、10節にてストップシール等の追加購入の消耗品費、15節原材料費で、カーブミラー等安全資材の追加購入、ほか合わせて249万円を増額計上、8目地域情報化推進費においては、12節委託料及び17節備品購入費で、行政デジタル化の推進、セキュリティ強化等による一層の強靱化を図るため、庁内ネットワークの無線化にかかる機器の更新費用に、合わせて446万円を追加計上しています。次に、10目地方創生推進費においては、地域おこし協力隊の隊員2名追加に伴う諸経費、418万7,000円を増額計上しています。18ページをお願いします。同款2項徴税费、2目賦課徴収費、12節の電算委託料では、督促状及び納付書発行業務にかかるQRコード印字処理等の運用費用として、1,060万4,000円の増額、また、22節の過誤納還付金においては、個人及び法人町民税等にかかる還付金として、700万円を増額計上しています。同款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料1,014万1,000円については、歳入で説明した戸籍システム改修に伴う業務委託料の計上となり、全額国庫補助金にて財源措置されます。次の19ページから20ページにかけましては、同款4項選挙費では、4月に行われた町長及び町議補欠選挙、また、この7月に行われた参議院議員選挙の事業執行精算及び5項1目統計調査総務費については、経済センサス調査の事業精査となります。21ページをお願いします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、27節繰出金で、各特別会計への人事異動に伴う人件費調整などで59万5,000円の減額、7目心身障害者福祉費においては、第2表債務負担行為補正で説明しました障がい福祉計画等策定にかかる今年度分の費用及び制度改正に伴うシステム改修業務委託料合わせて83万1,000円を計上しています。22ページをお願いします。同款2項、1目児童福祉総務費においては、保育システムにかかる経費について、12節委託料と13節使用料での組み換え計上、2目児童福祉施設費においては、10節修繕料で、有田保育所にかかる高圧電気設備の修繕に100万円、17節備品購入費では、各児童館ICT推進化事業として、職員の負担軽減を図るため、オンライン研修用パソコン及びTVモニターの購入設置につき、312万8,000円を追加計上、なお歳入でも申し上げましたが、国費、県費3分の1づつの財政措置があります。また、コロナ対策の一環として、梅がおか、いなほの郷、つつじが丘児童館に、円卓テーブルの購入費用も併せて計上しています。次ページ、同款3項災害救助費については、先般7月豪雨災害時の落雷被害災害見舞金として、10万円を計上しています。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費については、18節で、新型コロナウイルス感染第7波急増支援事業として、介護・障がい者施設等の感染症対策にかかる費用、消毒や抗原検査等に対する支援として200万円を計上、また、これらの入所、通所施設の原油価格・物価高騰等総合緊急対策支援事業として、光熱水費及び車両燃料費の支援に154万円を追加計上しています。また、19節扶助費においても、急激なコロナ感染者の増

に対し、新型コロナウイルス感染症給付金を2,000万円増額計上しています。

続いて、同項2目予防費につきましては、現在進めています新型コロナウイルスワクチン接種事業の現況での精査及びオミクロン株対応ワクチン接種経費を見込み、来年3月までの人件費の確保、事務機器等関係経費の補正、また24ページ12節委託料では、玉城病院へのワクチン接種委託料を924万円増額するものであります。18節の不妊不育症治療費補助金50万円の増額は、対象者の増加によるもので、県費補助2分の1の財源措置がありません。インフルエンザ予防接種補助金274万円につきましては、コロナ対策のもと、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの同時流行を阻止すべく、インフルエンザワクチンの積極的な接種受診を促すため、生後6か月から中学生までの現状の補助額500円を2,000円まで引き上げるにより増額計上するものであります。3目環境衛生費、17節資源ごみリサイクル物置購入費については、下田辺地区に2基の増設経費分であります。

次に、6款農林水産費、1項3目農業振興費及び4目畜産振興費については、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策支援として、国県事業に併せ、肥料高騰緊急対策事業補助金では、化学肥料の低減に取り組む町内農業者を対象に1,000万円、及び飼料高騰緊急対策事業補助金は、町内畜産農家を対象に300万円をそれぞれ新たに予算計上し支援を進めます。5目農地費においては、農村地域防災減災事業であります、ため池整備事業での12節委託料から14節工事請負費への予算の組み換え、18節、町単土地改良事業補助金では、土地改良区事業の費用拡大に伴い60万円の増額計上であります。同款2項林業費1目林業振興費については、全体で423万円の増額補正であります。公共施設木質化事業及び森林経営管理事業で、アスピア玉城ふれあいの館の県産材を使った改修リニューアル工事などにとりかかるべく、現年分の基金積立を取り止めと既基金からの繰入により、その設計費用、工事費用等を追加計上するものであります。

26ページをお願いします。7款1項商工費、2目商工振興費においては、18節で商工会新型コロナ対策事業補助金840万円の増額計上、これにつきましては長期化するコロナ禍、コロナの影響を受けた中小法人・個人事業者の事業復活支援金で、多数の申請による増額、27節山村振興事業特別会計繰出金については、アスピア玉城ふれあいの館の温泉設備である給湯器の修繕などに係る費用を計上しています。次ページ、8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、10節修繕料で、町道の路面、側溝補修など400万円の増額、また、12節委託料では、地元要望に伴う道路補修工事に向けての測量設計等業務に300万円を増額計上しています。次に、同款3項1目河川総務費、10節修繕料は、除草及び浚渫費用200万円の増額計上、28ページ、同款5項2目住宅対策費、12節委託料で、空き家管理システム入力業務に50万円を新規計上、これは、現状紙媒体での情報収集、管理体制を、郵便局と連携した調査、管理システムに置き換えるべく計上するものであります。

次に、9款1項1目常備消防費は、22節にて、度会土地開発公社にて購入した伊勢市消防署玉城出張所進入路用地にかかる元利償還金の計上、5目防災対策費では、18節自主防災推進事業補助金において、長期化するコロナ禍のもと、防災資機材整備及び感染防止対策補助事業等に多数の申請を頂いていることから200万円を増額計上しています。

次ページ、下段10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費においては、11節役務費で、GIGAスクール構想で全児童に配備いたしましたタブレット端末保険料に51万8,000円の計上、12節は、田丸小学校の講堂空調機器更新工事の工事監理業務委託料の減額精査、13節教育パソコンソフト賃借料については、教職員の増に対応した追加計上であります。

30ページをお願いします。同款3項中学校費1目学校管理費においても、小学校費と同様の内容で関係経費併せて182万9,000円を増額計上、また2目教育振興費18節については、東海大会、全国大会等に出場した経費168万6,000円の増額計上であります。

同款4項社会教育費、3目文化財費、10節修繕料100万円は、7月豪雨災害による田丸城址法面補修費の追加計上、4目中央公民館費においては、12節で、次年度以降公共施設等適正管理事業として、中央公民館の空調更新整備と改修工事にとりかかるべく、実施設計業務委託料として705万8,000円を計上しています。なお、財源としては、公共施設等適正管理推進事業債を活用するものであります。

次ページ、同款5項2目保健体育施設費においては、今年度町営プールの利用を再開していますので、それに伴う関係諸費の増額であります。主には10節の配管修繕料及び光熱水費等で、合わせて213万2,000円を増額計上しています。

次に、11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費は、第3表地方債補正でも説明いたしましたが、先の7月豪雨災害にかかる復旧費用で、1目農業用施設災害復旧費として1,728万9,000円を、2目林業用施設災害復旧費として80万円を新規に計上しています。

32ページ、13款諸支出金、1項1目病院会計支出金につきましては、3条会計繰入金として、三重大学への講座負担金で300万円を追加計上しています。同款2項諸費、1目国庫支出金返納金3千627万4千円及び2目県支出金返納金56万3,000円は、前年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算と民生費関係補助事業の精算にかかる過年度補助金返還分を計上しています。14款予備費は、財源調整で37万6,000円を増額し、補正後予算額を2,978万6,000円としています。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、政府において増額検討なされていますが、まだ未確定であることから今回歳入については計上せず、今補正の町単独コロナ対策支援関連事業費計5,600万円は、一般財源にて対応しています。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課が所管いたします、議案第70号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、7ページをお開きください。2歳入の2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、47万7,000円を増額しております、こちらは令和3年度決算に伴う繰越額の確定によるものです。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出計上額を補填するために、一般会計より380万円を繰り入れようとするものでございます。続きまして、8ページをお願いします。3歳出の1款、管理運営費、1項、管理運営費 1目 管

理運営費10節、需用費、修繕料の増額、220万円の主なものは、平成28年（2016年）に設置しました、給湯器、エコキュート、3台中2台分の部品交換によるものです、光熱水費207万7,000円の増額は電気代高騰に伴うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 上下水道課 平生課長

○上下水道課長（平生 公一） それでは、所管をいたします3議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第71号 令和4年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

3頁をお願いします。今回の補正は、歳入については、下水道使用料滞納繰越分および、前年度繰越金の確定により関連する科目の予定額を補正するものです。4頁をお願いします。歳出については、農業集落排水施設の維持管理費について関連する科目の予定額を補正するものです。詳細につきまして、歳出から先に説明いたします。8頁をお願いします。1款1項、農業集落排水事業費、2目農業集落排水維持管理費、節10 需用費は、農業集落排水施設の維持にかかる費用として、133万5,000円を増額、今般の燃料費高騰による電気料金の値上げにかかる増加分を見込んだ計上としております。7頁に戻ります。歳入について説明いたします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料について、滞納繰越分の確定により3万8,000円を増額、4款繰入金、1項1目、一般会計繰入金について、歳出の予算補正に伴い不足する額83万5,000円と6款1項1目、繰越金 について、前年度繰越額の確定により46万2,000千円を増額するものであります。これにより歳入、歳出の予算総額は、それぞれ1億1,132万1,000千円となるものです。

以上、議案第71号の補足説明といたします。

○上下水道課長（平生 公一） 次に、議案第74号 令和4年度 玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1頁をお願いします。今回は、収益的収入および支出について、長期前受金戻入の精査、委託料の計上、施設の動力費等増加分を見込んだ補正とし、資本的収入及び支出では、配水管移設工事により発生する負担金、工事請負費の増額計上を主なものとし、第3条から第4条に定めた予定額を補正するものです。詳細について3頁をお願いします。収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益 2項営業外収益、4目消費税還付金で100万円の増額、同じく5目、長期前受金戻入で、前年度分の確定により39万2,000円増額し、水道事業収益の総額で3億2,166万8,000円とするものです。収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用において、主に水道施設の電気料の値上げを見込み、1目原水費で736万3,000円、2目配水費で136万円の増額。同じく5目減価償却費の精査により8万9,000円を増額し、水道事業費用総額で2億8,057万2,000円とするものです。

続きまして、4頁をお願いします。資本的収入及び支出の収入、1款、資本的収入2項

1目、分担金で、加入者分担金や配水管移設による補償費等の負担金で551万4,000円を増額し、資本的収入総額で1億6,128万2,000円とするものです。支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費において、下水道工事や道路改良工事に伴う配水管移設工事費として、3,490万円を追加計上しております。これにより1款、資本的支出は、予算総額で3億243万4,000円とするものです。

○上下水道課長（平生 公一）以上、議案第74号の補足説明といたします。

続きまして、議案第75号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。1頁をお願いします。今回の補正は、長期前受金戻入および電気料金値上げへの対応、減価償却費等の精査に基づき、第3条に定めた予定額を補正するものです。詳細について、3頁をお願いします。収益的収入及び支出の収入、1款、下水道事業収益 2項 営業外、収益4目、長期前受金戻入で、精査により14万4,000円の増額とし、下水道事業収益の総額を5億317万円とするものです。収益的支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用 1目管渠費でマンホールポンプ施設の電気料等の値上げにかかる増加分を見込み101万1,000円の増額、3目総係費で精査により72万円の減額、5目 減価償却費で、精査により26万1千円の増額で、2項営業外費用 1目企業債利息と合わせ下水道事業費用の総額を5億1,277万8,000円とするものです。

また、資本的支出については、1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設費で 下水道工事に伴う水道の移設補償費

44万円を工事請負費から補償費へ予算の組み換えを行うものです。

以上、議案第75号の補足説明といたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第28 請願第1号から日程第31 請願第4号

○議長（風口 尚） 次に、日程第28、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第31、請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

直ちに、紹介議員 山口和宏君の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

10番 山口 和宏君。

○10番（山口 和宏） 10番 山口。

ただいま、議長から一括上程されました請願につきまして、趣旨説明を求められましたので、請願ごとに趣旨説明をさせていただきます。

この4請願は、直接、教育現場に携わる学校長、教職員、児童・生徒の保護者で組織されるページTAから提出されたものです。提出者は、三重県度会郡ページTA連絡協議会会長及び三重県度会郡校長会会長並びに三重県教職員組合度会支部支部長からの、国の関係機関に意見書の提出を願うための請願です。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願から趣旨説明を申し上げ

げます。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤を作るためには、教員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保証することが不可欠であり、そのためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡大を含めた制度の更なる充実を求めるものです。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

2021年4月に、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上まわる定数の措置には至っておらず、学校現場の人的配置の充実を求める多くの声を反映したものではありません。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの豊かな学びの保障につながる基盤となるものです。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、子どもたち一人ひとりの豊かな学びを保障することになると考えます。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学、修学支援に関わる制度の拡充を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。三重県では、現在、第二期三重県子どもの貧困対策計画に基づき、取り組みが進められています。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上にすすめられていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育にかかわる公的な支援が、きわめて重要であり、就学、修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。また、文科省の調査によると、2021年度の大学等の中途退学者休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、2020年度に比べそれぞれ増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしています。経済格差を教育格差に結びつけないために制度、施策のよりいっそうの充実が求められます。

最後に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。2021年4月現在で、三重県の公立小中学校のうち115校の小中学校が津波浸水想定区域内に立地し、そのうち105校は避難所に指定されています。国による津波対策の補助要件である津波防災推進計画の策定は全国的にもすすんでおらず支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。また、近年、全国各地で大雨による土砂災害などの自然災害が後を絶ちません。こどもたちや被災者の安全安心を確保するため、巨大地震等の災害も想定して防災対策の充実を求めるものです。以上が請願の趣旨です。議員各位におかれましては、請願内容を十分にご理解賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日8日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時57分 散会）